

新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ

4回目接種のお知らせ

町では、4回目の接種券・案内通知等は、基礎疾患の有無に関わらず、3回目接種を終了した18歳以上の方全員にお送りします。

1. 4回目接種の対象者

3回目のワクチン接種から5か月が経過した

- ①60歳以上の方
- ②18歳以上で基礎疾患を有する方。その他重症化リスクが高いと医師が認める方⇒



※重症化リスクが高い具体的な基礎疾患については、厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンQ&A」をご覧ください。

2. 4回目接種の接種券（予診票）等の発送について

3回目接種が終了した時期	年齢※	発送時期	町の集団接種を希望する場合
令和3年12月～令和4年1月	18歳以上	発送済	予約が必要
令和4年2月～3月	60歳以上	集団接種日の3週間前に発送	予約は不要 （日時を指定して通知します）
	18～59歳	3回目接種日から5か月が経過する時期に順次発送	予約が必要
令和4年4月以降	18歳以上		

※18～59歳の方で、上記対象者の②に該当しない方は、4回目接種の対象ではありませんのでご注意ください。
 ・かかりつけ医での接種を希望される場合は、直接医療機関にお問い合わせください。

3回目接種を希望される方へ

対象者の方（**12歳以上**）には、2回目接種日から6か月が経過した時期に、接種券（予診票）等の案内通知をお送りしています。

集団接種を希望される場合は、電話またはインターネットで予約をしてください。
 かかりつけ医での接種を希望される場合は、直接医療機関にお問い合わせください。

1回目・2回目の接種を希望される方へ

様々な事情で接種の機会を逃してしまった方、12歳に到達した小学6年生で接種を希望される方は、上三川町コロナワクチン相談・予約センターにお問い合わせください。

5歳から11歳のお子様と保護者の方へ

対象のお子様には、2月下旬に接種券（予診票）等の案内通知をお送りしています。5歳の誕生日を迎えたお子様には、誕生月の翌月初旬に通知します。

町では、上三川町保健センターにて**集団接種で実施**します。接種を検討されている方は、電話またはインターネットでお早めにご予約ください。

こちら 電話での 予約は	上三川町コロナワクチン相談・予約センター ☎028-614-7213 対応時間:午前9時30分～午後7時 土日・祝日を含む毎日 外国語ダイヤル050-3816-9148(ベトナム語・英語・中国語対応) FAX番号028-632-3750(耳が不自由な方がご利用いただけます)	こちら インターネットでの 予約は	QRコード 	町ホームページを開く➡ サイト内検索「ワクチン 予約」
--------------------	--	-------------------------	-----------	-----------------------------------

・接種日1週間前の集団接種予約日決定のハガキはお送りしません。

1回目・2回目または3回目接種後に本町に転入された方・海外で接種を受けた方へ

町で接種を受けるには、接種券等の発行手続きが必要となりますので、下記までお問い合わせください。

▶問い合わせ先＝新型コロナウイルスワクチン接種対策班 ☎569126

介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税 納付方法と通知書発送のお知らせ

○納付方法

特別徴収	年金から天引きされます。 特別徴収開始通知書を9月中旬頃に送付します。
普通徴収	納付書または口座振替による納付です。 通知書を7月中旬頃に送付します。(年度途中で資格取得した方など特別徴収の要件に該当しない方)

前年度と納付方法が異なる場合もありますので、必ず通知書をご確認ください。



※普通徴収から特別徴収に変わる場合は10月から切り替わります。

◆介護保険料

65歳以上の方は介護保険料を町に納めます。住民税の課税状況などにより、保険料が決まります。

特別徴収になる方

対象の年金の年間受給額が18万円以上の方
(公的年金収入総額と異なる場合もあります)
※納め方(特別徴収か普通徴収)を選ぶことはできません。

◆後期高齢者医療保険料

75歳(一部65歳)以上の方が加入する制度で、保険料は本人が負担します。

特別徴収になる方

介護保険料が特別徴収されていて、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金受給額の2分の1を超えない方

◆国民健康保険税

自営業や会社を辞めた方などが加入します。納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知書は世帯主に届きます。

特別徴収になる方

次のすべてにあてはまる方

- ・世帯主が国民健康保険に加入している。
- ・世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満の方
- ・介護保険料が特別徴収されていて、介護保険料と国民健康保険税を合算した額が年金受給額の2分の1を超えない。

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は普通徴収になります。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の減免申請を受け付けます。

世帯主(介護保険にあっては世帯の主たる生計維持者)が次の要件に当てはまる場合、保険料(税)の全額または一部が免除されます。

- ・新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った場合
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を全て満たす場合
 - (1) 事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - (2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
 - (3) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。(※後期高齢者医療保険料、国民健康保険税のみ)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等が廃止または失業した場合

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎569122